

# 保育所設置認可事務等取扱要綱

## 第1 目的

この事務取扱要綱制定の趣旨は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号。以下「条例」という。）及び沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号。以下「条例施行規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、県内保育所の設置認可及び認可事項の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を図るものである。

## 第2 認可申請に係る審査等

### 1 定員

保育所の定員は20人以上とする。

### 2 設置経営主体

私立保育所の設置経営主体は、社会福祉法人、学校法人その他多様な主体とする。  
なお、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)による。

### 3 土地・建物

保育所の設置に必要な土地及び建物については、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。

なお、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）による。

### 4 設備

(1) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合には、条例施行規則第14条第3号に規定する要件を満たすとともに、「児童福祉施設最低基準の一部

改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。

- (2) 保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用する場合は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）による。
- (3) 屋上を屋外遊戯場として利用する場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」による。
- (4) 条例第46条の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う場合は、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による。
- (5) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第51号）附則第2項に規定する乳児室の面積に係る経過措置については、平成30年3月31日限りとする。

## 5 職員

- (1) 条例施行規則第16条に定める必要保育士数については、次に掲げるとおりとする。

ア 必要保育士数は次の算式により算出すること。

$$\text{必要保育士数} = (\text{0歳児の数} \times 1 / 3) + (\text{1・2歳児の数} \times 1 / 6) + (\text{3歳児の数} \times 1 / 20) + (\text{4歳以上児の数} \times 1 / 30)$$

※ 年齢区分別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

- イ 必要保育士数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満の勤務をいう。）の保育士を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）による。

- ウ 施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士を必要保育士数の一部に充てる場合は、次の算式により常勤職員数に換算すること。

$$\text{常勤換算数} = \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を下回る保育士の1ヶ月勤務時間数の合計} \div \text{施設の就業規則等で定めた常勤職員}$$

の1ヶ月の勤務時間数（小数点第1位を四捨五入）

エ 私立保育所においては、次の算式による保育士正規雇用率が6割以上とするよう努めること。

$$\text{保育士正規雇用率} = \frac{\text{正規雇用保育士数}}{\text{公定価格上の基本分単価に含まれる保育士数}}$$

※ 正規雇用保育士は別表に定める労働者のいずれかに該当する保育士とすること。

(2) 条例第47条第1項ただし書の規定により、調理業務の全部を委託し調理員を置かない場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）による。

## 6 分園の設置

「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

なお、分園を設置する場合は、次のとおり事前に協議し、知事の承認を受けた上で、第3の2に規定する事項変更届を提出すること。

(1) 公立保育所の分園を設置しようとする市町村は、分園設置事前協議書（別記様式1）及び添付書類を、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所の分園を設置しようとする者は、分園設置事前協議書（別記様式1）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

事前協議書を受け付けた市町村長は、内容を確認の上、意見書（別記様式第2号）を添えて、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

## 7 夜間保育所の設置

夜間保育所の設置認可については、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）による。

## 8 その他

私立保育所においては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準

等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足すること。

### 第3 設置等の手続き

#### 1 設置届出・認可申請の手続き

- (1) 公立保育所を設置しようとする市町村は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第37条第1項の規定により、児童福祉施設（保育所）設置届（別記様式第3号）及び添付書類を、設置を予定する日の1月前までに、当該市町村を所管する県福祉保健所長を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 私立保育所の設置認可を受けようとする者は、法第35条第4項並びに法施行規則第37条第2項及び第3項の規定により、児童福祉施設（保育所）設置認可申請書（別記様式第4号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに、当該市町村に提出するものとする。

申請書を受け付けた市町村長は、申請内容を確認の上、意見書（別記様式第5号）を添えて、設置を予定する日の2月前までに、知事に提出するものとする。

#### 2 設置届出・認可事項変更の手続き

- (1) 公立保育所の届出事項の変更手続きは次のとおりとする。
  - ア 法施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする市町村は、法施行規則第37条第4項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第6号）及び添付書類を、原則として変更予定日の1月前までに、当該市町村を所管する県福祉保健所長を経由して知事に提出するものとする。
  - イ 法施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項の変更をした市町村は、法施行規則第37条第5項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第7号）及び添付書類を、変更のあった日から起算して1月以内に、当該市町村を所管する県福祉保健所長を経由して知事に提出するものとする。

る。

(2) 私立保育所の認可事項の変更手続きは次のとおりとする。

ア 法施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする者は、法施行規則第37条第6項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第6号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認の上、原則として変更予定日の1月前までに、知事に提出するものとする。

イ 法施行規則第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項の変更をした者は、法施行規則第37条第5項の規定により、児童福祉施設（保育所）事項変更届（別記様式第7号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、届出内容を確認の上、変更のあった日から起算して1月以内に知事に提出するものとする。

### 3 廃止・休止の手続き

(1) 公立保育所を廃止又は休止しようとする市町村は、法第35条第11項及び法施行規則第38条第1項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）届（別記様式第8号）及び添付書類を、廃止又は休止しようとする日の3月前までに、当該市町村を所管する県福祉保健所長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 私立保育所を廃止又は休止しようとする者は、法第35条第12項及び法施行規則第38条第2項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（別記様式第9号）及び添付書類を、市町村長が指定する日までに当該市町村に提出するものとする。

提出を受けた市町村は、申請内容を確認の上、承認を得ようとする日の3月前までに知事に提出するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、保育所分園設置認可申請を知事に提出している者については、第2の6の規定に関わらず、従前のおりとする。
- 3 施行日前に、法施行規則第37条第4項、第5項又は第6項の手続きに関する書類を市町村長又は県福祉保健所長に提出している者については、第3の2の規定に関わらず、従前のおりとする。

別表

<p>正規雇用労働者</p>	<p>次の1～5までのすべてに該当する労働者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。</li> <li>2 派遣労働者として雇用されている者でないこと。</li> <li>3 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。</li> <li>4 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。</li> <li>5 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。</li> </ol>
<p>勤務地限定正社員</p>	<p>次の1～5までのすべてに該当する労働者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。</li> <li>2 派遣労働者として雇用されている者でないこと。</li> <li>3 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間と同等の労働者であること。</li> <li>4 勤務地が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。なお、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであって、具体的には、例えば次の(1)から(3)までに該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務地を一つの特定の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの</li> <li>(2) 勤務地を居住地から通勤可能な事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの</li> <li>(3) 勤務地を市町村や都道府県など一定の地域の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの</li> </ol> </li> <li>5 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。</li> </ol>

<p>職務限定正社員</p>	<p>次の1～5までのすべてに該当する労働者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。</li> <li>2 派遣労働者として雇用されている者でないこと。</li> <li>3 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間と同等の労働者であること。</li> <li>4 職務が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。</li> <li>5 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。</li> </ol>
<p>短時間正社員</p>	<p>次の1～4までのすべてに該当する労働者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。</li> <li>2 派遣労働者として雇用されている者でないこと。</li> <li>3 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。</li> <li>4 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。</li> </ol>